主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について。

原判決が、再審の請求を不適法として却下した本件審決は正当であり、特許法一 七四条一項、一三三条の違背や上告人の特許を受ける権利の侵害はないから、本件 審決取消請求は棄却すべきである、とした判断は、当事者間に争いのない判示事実 および挙示の関係規定に照らせば、すべて首肯することができる。

原判決には所論の違法は存せず、また、違憲をいう部分は、ひつきよう、右違法 もしくは原判示にそわない事項を前提とする主張にすぎないから、結局、前提を欠 くに帰するというべきである。所論は、すべて理由がなく、採用することはできな い。

よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第三小法廷

郷	小	根	関	裁判長裁判官
郎	_	中	田	裁判官
郎	Ξ	村	下	裁判官
雄	正	本	松	裁判官
美	義	村	飯	裁判官